

3. 治水の歴史

①治水施設の状況及び築造の経緯

1) 経緯

藩制時代にも治水施設はあったものと思われるが、詳細については不明であるが、益田市史によれば名越の水刳、名越の堤防、匹見川（右岸）の堤防のことが書かれている。（参考図—1 参照）

匹見川については現在の9号線の横田橋より上流剣先堰までは御手水除（水刳）が施行されていた（地元の話）が明治27年の大洪水で破壊された。

明治時代にも治水施設は築造されたと思うがはっきりつかめないが、内務省作成の高津川流域調査書（作成年代不明）によると明治時代の施設の状況が次のように書かれている。「高津村、豊田村、吉賀、匹見の両流相合する近傍は両山互に離ること近からずして土地寛大なり、而して水防工事上に於ても緊切なるところなり、各所堤防を築き巻くに割石を用いたり……………」

とあり、横田、安富附近には堤防があったと思われる。

又下流部については「地盤狭隘高津村には堤防の設けあるも下流吉田村地内には一つも堤防の設けなし」

とあり、右岸高津側には堤防もあったようである。

高津川本川の治水費年平均額（M14～M23）は3,020円と記されている。

又明治32年の地形図（1／50,000）でわかるように5ヶ所の堤防が築造されている。（参考図—2 参照）

明治年間にも治水工事は実施して来たのであるが、洪水ごとに破壊されるため県では昭和7年高津川改修工事に着手した。（附図—3 参照）

計画概要は次のとおりである。

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1. 改修区域 | 匹見川合流点附近により河口まで L = 約 13km |
| 2. 計画河幅 | 150m ～ 206m |
| 3. 計画堤防 | 天端幅 5m 余裕高 1.2m |
| 4. 計画水面勾配 | 1 / 550 ～ 1 / 900 |
| 5. 計画高水量 | 2,780 m ³ / s |
| 6. 堀削土量 | 1,838,000 m ³ |
| 7. 築堤土量 | 455,000 m ³ |
| 8. 工事期間 | 5ヶ年継続事業 |
| 9. その他 | 堀削残土を使用して低地、不用水面を埋立耕地を造成する。
19町歩 |

重点箇所

- 飯田から下流の護岸工事
- 派川合流点から派川合流点までの開削
- 派川封鎖（計画図では封鎖されているが、地元の人の話では低水は流入しないが洪水が流入した）計画図は高津町誌より

計画は相当延び昭和 15 年竣工したが、昭和 18 年の大洪水で堤防は至る所で溢流欠壊し 152 名にもものぼる人命を奪い、沿岸平地のほとんどは水没し田畑、家屋を始め鉄道道路の流出は激甚をきわめた。

そのため土木施設の被害は当時の金額にして 6 千数百万円にも達したため、島根県知事は貧弱な器材と過少な技術職員では到底この復旧は困難であるとして、昭和 18 年 12 月内務省に災害復旧工事の直接施行の稟請をした。内務省土木局でも県の窮状を認め、昭和 19 年 3 月 3 日をもって当時の美濃郡高城村（現在の益田市三星）より下流区域を内務省により直接施行の告示があった。

そこで当時の益田町に島根四河川工事事務所が開設され、高津川をはじめ、益田川、三隅川、周布川の 4 河川の工事が国によって着手された。

以後、経過を表せば次のとおりです。

年度	国 施 行	概 要	県 施 行	概 要
昭和 19 年度	内務省直接施行 (災害復旧工事) Q = 2,780m ³ /s 原形復旧を実施	昭和 18 年から大滝～河口の 区間について事業費 3,215 千 円をもって災害復旧工事を行 なったが、原形復旧として施 行されたその疎通能力は 2,780m ³ /s 程度であった。		
21	↓		中小河川 改修事業	国と併合して飯田地先の 派川計画と河口導流堤に ついて、それぞれ改修及 び築造に着手
22				
23	Q = 4,200m ³ /s として改修	昭和 18 年洪水にかんがみ抜本 的な改修が必要とされ計画高水 量 4,200m ³ /s とし一定計画に 基いて下流部 13 km 区間につい て、引堤拡築、河床掘さく等を 行なう改修工事を実施。	↓	
25	↓			

年 度	国 施 行	概 要	県 施 行	概 要
26	県の工事受託 ↓		中小河川改修事業を建設省に委託する。 ↓	昭和26年度から直接施行区間の残工事を含め中小河川改修事業として県の施行するところとなった。 しかし、26、27年度は建設省に委託する。
27				
28			県 工 事 ↓	28年度から県工事として大塚、高津、須子、横田等の主要な地区の護岸工、鉄道こう上並びに支川、白上川を含めた計画で実施。
41				
42	1級水系となり 河口～14.2km 間直轄区域となる ↓	42年6月告示県から引継ぎ 現在に至る。		支川、白上川の築堤及び護岸工の施行を引継ぎ実施している。 又木川下高津地先の護岸工支川谷川改修による樋門の新設を行う。
43	直轄により $Q = 4,200 \text{ m}^3/\text{s}$ として計画実施 中 ↓ 現在に至る			

昭和 23 高津川改修計画

1. 改修区域 匹見川合流附近より河口まで 約 13km
2. 計画河幅 平均 200m
3. 計画堤防 天端幅 5m 余裕幅 1.2m
4. 計画勾配 平均 1 / 500
5. 計画高水量 4,200 m^3/s
6. 堀削土量 460,000 m^3
7. 築堤土量 428,000 m^3

重点箇所

狭さく部の引堤、旧堤の拡張並びに河床の掘削

上記の事を基にしてその目的、効果についてまとめてみる。

藩政時代における高津川の河口附近の存在は産業の発達、領地の開発等藩の重要開発地点であった。当地域を領有する藩は津和野藩、浜田藩でありこの両藩境を変遷した高津川の存在は津和野、浜田両藩にさまざまな影響を与えている。

津和野藩が行なった主な改修工事として名越の水勿工事、新川の開削がある。これは自領に河口を位置させることによって産業の興隆、交通の利便、物資の輸出入を目的とした水利事業と言えるであろう。結果は、鈿鋳業等の産業が舟運の発展と共に躍進をし、又河港となった高津の地は繁栄し津和野藩の発展に継がった。これに反し浜田領にあってそれまで当地域を代表する産業交通の基地として室町の時代より繁栄し続けてきた今市港はその価値を失うに至った。

このように津和野藩による大改修はこの地方の産業面に大きな影響を与えたのであるが一方の浜田藩の土地開発は困難をきわめた。先にも述べた通り津和野藩が行なった改修は水利目的であったが為に洪水時の対策にほど遠いものであった。現在で言う低水護岸のみの工事であり洪水時には当然浜田藩領内に流入し、浜田藩の埋立土地開発は至難であった。このことは津和野藩の政策的な考えでもあった。即ち洪水時の増水については他領内に流すことにより自領内の土地の安全が計られたからである。この両者の利害について両藩の話合は物別れに終わっているようである。

浜田藩は上記のことを背景にし土地の開発を目的にした治水工事を行なっている。名越の堤防工事、前川の開発、用排水路の工事等のことが益田市史等に代表的なものとして記されている。又事業主体が津和野藩では藩が主体となっているものに対し浜田藩では地元代表者が主体となり藩の認可事業であった。このため自領内であるにもかかわらず、接地間の利害関係が仲々解決出来ずその開発は長年に渡っている。又開発途中の洪水による流失も再々あり資金面でも困難があったようである。

このように藩政時代の治水状況はただ単に小地域だけを対象に、それも企業主体が独自に計画、施工していた訳で、一貫した治水、利水計画ではなかったようである。近年になり明治、大正とようやく広域的な計画の基に事業が進められるようになり、昭和7年に島根県の高津川改修工事、昭和19年、国の直轄工事と年々整備基盤が充実されたいった。昭和28年より再び県主体、そして昭和42年、1級水系に指定、国の直轄事業として整備が進められ現在に至っている。

2) 治水施設の目的

津和野藩で建造された名越の水刳は流れを自領内に流す目的である。一方浜田藩が築造した堤防は開発した土地を守る目的である。津和野藩は水刳は施工しても浜田藩治には堤防は作らず洪水時には浜田藩へ流れるようにしていた。(下流部を守るため)

匹見川については横田地区の家屋密集地であり、家屋を守るためと思われる。

明治時代については、内務省作成の高津川流域調査書によれば横田、安富地区のことについて「土地寛大なり而して水防工事上に於てももっとも緊切なるところなれ……………」

とあり、ここに於ては家屋を中心に水田も合わせて守ったものと思われる。又、下流部については高津地区は家屋が密集しているため家屋を守ったものと思われる。

明治時代については地形図により堤防箇所について推測すると次の様である。

1. 堤防のある5ヶ所については水当り箇所が家屋密集地であり地盤が他地区より低い所であり、施設の目的は家屋を守っていると思われる。
2. 神田地区については地盤は高い方に位置しているが、本川が横田の市街地へ向って行くのを下流に導くためと思われる。
3. 堤防のない地区については全体に地盤が高い。又竹林が多く有り防備林的役割をしていたと思われる。(この竹は藩制時代にもあったらしい)

3) 治水施設の工法の検討

匹見川の堤防(天保8年の洪水後築造)は明治27年洪水まででありその構造については今後調査して行く。名越の水刳についても同様とする。

②治水施設をめぐる各地域間の対立

施設の対立については不明であるが、洪水後の津和野藩と浜田藩の水に対する争いは「中西の歴史」に記載されている。その概要は次のとおりである。

浜田藩より「須子の名越から水を越させて浜田領へ流してもらっては田地が流れて困る。もっと水を正しく流して浜の堀川へ流してもらいたい」これに対し津和野藩では「洪水だから仕方がない。天災だから藩に責任を負されても困る」というものであった。それでも尚浜田藩がやかましく云うと、「よろしいそれでは責任を負いましょうが、浜田藩にある匹見川の水を一滴も横田に向けて流して下さるな、そうすれば洪水にももっと水を少なくして浜田領へ迷惑はかけますまい、どうぞ匹見川の水を止めてもらいましょう」と云って争ったとのことである。